



愛媛県報

発行 愛 媛 県

令和2年6月26日金曜日 第117号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則.....（経営支援課）... 485

告 示

自衛官候補生の採用試験（3件）.....（総務管理課）... 487

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（3件）.....（経営支援課）... 487

保安林の指定施業要件を変更する件に係る揭示.....（森林整備課）... 489

漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....（水産課）... 490

瀬戸内環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（東予地方局環境保全課）... 490

土地改良区役員の就退任の届出.....（東予地方局農村整備課）... 492

道路の供用開始（県道興居島循環線）.....（中予地方局管理課）... 492

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 492

建設業者の許可の取消し.....（南予地方局管理課）... 493

公 告

リーチスタッカーの購入.....（会計課）... 493

人事委員会告示

令和2年職種別民間給与実態調査の実施.....（人事委員会事務局）... 494

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第42号

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則（昭和31年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第2（第3条 第5条関係）						別表第2（第3条 第5条関係）					
高度化 資金の 種類	貸付対象者	貸付対象 施設	貸付金 の金額	利 率	償 還 期 間 据 置 期 間	高度化 資金の 種類	貸付対象者	貸付対象 施設	貸付金 の金額	利 率	償 還 期 間 据 置 期 間
1 経 営革 新計 画承 認グ ループ 資 金	経営革新計画 承認グループ事 業を実施する中 小企業者（中小 企業等経営強化 法（平成11年法 律第18号）第2 条第1項に規定 する中小企業者	経営革 新計画承 認グルー プ事業の 用に供す る土地、 建物（関 連施設を 含む。以	整備 資金の 100分の 80（災 害復旧 貸付及 び緊急 健康被 害等防	年0.35パー セント。 ただし、災 害復旧貸付 若しくは緊 急健康被害 等防止貸付 又は次のい ずれかに該	省 略	1 経 営革 新計 画承 認グ ループ 資 金	経営革新計画 承認グループ事 業を実施する中 小企業者（中小 企業等経営強化 法（平成11年法 律第18号）第2 条第1項に規定 する中小企業者	経営革 新計画承 認グルー プ事業の 用に供す る土地、 建物（関 連施設を 含む。以	整備 資金の 100分の 80（災 害復旧 貸付及 び緊急 健康被 害等防	年0.45パー セント。 ただし、災 害復旧貸付 若しくは緊 急健康被害 等防止貸付 又は次のい ずれかに該	省 略

	をいう。)及び組合等(同条第6項に規定する組合等をいう。)	下同じ。)構築物(関連施設を含む。以下同じ。)又は設備	止貸付については、100分の90)以内	当する場合には、無利子とする。ア~ウ 省略		
2 省略						
3 下請振興事業計画承認グループ事業を実施する特定下請組合等(下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第5条第1項に規定する特定下請組合等をいう。)	下請振興事業計画承認グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	整備資金の100分の80(災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付については、100分の90)以内	年0.35パーセント。ただし、災害復旧貸付若しくは緊急健康被害等防止貸付又は次のいずれかに該当する場合には、無利子とする。ア~ウ 省略	省略		
4~10 省略						

	をいう。)及び組合等(同条第6項に規定する組合等をいう。)	下同じ。)構築物(関連施設を含む。以下同じ。)又は設備	止貸付については、100分の90)以内	当する場合には、無利子とする。ア~ウ 省略		
2 省略						
3 下請振興事業計画承認グループ事業を実施する特定下請組合等(下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第5条第1項に規定する特定下請組合等をいう。)	下請振興事業計画承認グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	整備資金の100分の80(災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付については、100分の90)以内	年0.45パーセント。ただし、災害復旧貸付若しくは緊急健康被害等防止貸付又は次のいずれかに該当する場合には、無利子とする。ア~ウ 省略	省略		
4~10 省略						

別表第4(第3条 第5条関係)

高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	貸付金の金額	利率	償還期間	据置期間
1 地域産業創造基盤整備活性化資金	特定会社、一般社団法人等、商工会等又は市町(地域産業創造基盤整備事業を行つたものに限る。)	地域産業創造基盤整備活性化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	整備資金の100分の80(災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付については、100分の90)以内	年0.35パーセント。ただし、災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付については、無利子とする。	省略	省略
2 省略						

別表第4(第3条 第5条関係)

高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	貸付金の金額	利率	償還期間	据置期間
1 地域産業創造基盤整備活性化資金	特定会社、一般社団法人等、商工会等又は市町(地域産業創造基盤整備事業を行つたものに限る。)	地域産業創造基盤整備活性化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	整備資金の100分の80(災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付については、100分の90)以内	年0.45パーセント。ただし、災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付については、無利子とする。	省略	省略
2 省略						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第729号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和2年6月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
(男子) 令和2年7月19日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
(女子) 令和2年7月19日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第730号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和2年6月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
(男子) 令和2年8月22日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
(女子) 令和2年8月22日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第731号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和2年6月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
(男子) 令和2年9月19日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
(女子) 令和2年9月19日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第732号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年6月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 日
平田ショッピングセンター敷地A	松山市平田町162番地1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之	DCMダイキ株式会社 代表取締役 中川 真行	令和2年 5月25日	令和2年 6月12日
平田ショッピングセンター敷地B	松山市平田町190番地 外	大規模小売店舗を設置する者	オリックス株式会社 東京都港区浜松町二丁目4番1号 取締役兼代表執行役 井上 亮	オリックス株式会社 東京都港区浜松町二丁目4番1号 取締役兼代表執行役 井上 亮	令和3年 2月13日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社 ほか1者	マックスバリュ西日本株式会社 ほか3者		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第733号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年6月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
平田ショッピングセンター敷地A	松山市平田町162番地1 外	駐車場の位置及び収容台数	304台	100台	令和3年 2月13日	令和2年 6月12日
		駐輪場の位置及び収容台数	100台	80台		
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	12箇所	3箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第734号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年6月26日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

Table with 7 columns: 大規模小売店舗の名称, 大規模小売店舗の所在地, 変更しようとする事項, 変更前, 変更後, 変更する年月日, 届出年月日. Content includes details for 平田ショッピングセンター敷地B.

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第735号

保安林の指定施業要件を変更する件（令和2年3月農林水産省告示第680号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を久万高原町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年6月26日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Content lists specific locations and individuals.

上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡柳谷村大字柳井川63番地 越知 勝之進	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字久主2830番地 亀井 要	担当権者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字久主99番地 亀井 数次	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	三重県鈴鹿市道伯町1733番地1 小森 雅睦	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡久万高原町中津1437 佐賀 静子	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡柳谷村大字柳井川1768番地 鈴木 輝重	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡久万高原町柳井川1836番地 鈴木 高一	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	神奈川県藤沢市鶴沼桜が岡一丁目8-14 高岸 泰	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	大阪府交野市大字星田4775番地 高橋 松良	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡柳谷村大字柳井川16053番地 田城 長太郎	担当権者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡柳谷村大字柳井川12008番地 鶴井 浅次郎	担当権者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡柳谷村大字柳井川137番地 鶴井 菊太郎	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡柳谷村大字柳井川1777番地 西森 始	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字久主33番地 西森 喜市	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡柳谷村大字柳井川12765番地 藤坂 利雄	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡柳谷村大字柳井川187番地 正岡 秀三郎	担当権者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字久主2508番地 政木 茂十郎	担当権者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字久主1684番地 枅田 久藏	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	松山市和泉331番地 松岡 重榮	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字黒藤川40番地1 無限責任久主第二負債整理組合	担当権者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字黒藤川40番地1 無限責任久主第三負債整理組合	担当権者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡柳谷村大字中津4000番地 山内 清	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡柳谷村大字中津4000番地 山内 清	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡柳谷村大字柳井川1501番地 山岡 和信	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡柳谷村大字柳井川1124番地 山下 重千代	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡柳谷村大字柳井川11250番地 山中 精一	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡柳谷村大字柳井川1200番地 山本 美代子	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字黒藤川40番地1 有限責任中津村信用購買組合	担当権者

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第736号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和2年6月26日

愛媛県知事 中村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和2年6月26日から7月9日まで

○愛媛県告示第737号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和2年6月26日

愛媛県西条保健所長 武方 誠二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友化学株式会社
東京都中央区新川二丁目27番1号
代表取締役社長 岩田 圭一

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区
新居浜市惣開町5番1号

3 特定施設に関する事項

R - 703

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第46号 イ 水洗施設
特定施設の能力	1日当たり6.5立方メートル処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手1か月後
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔	間 欠

特定施設の1日当たりの使用時間	8時間 (LC7-07 A part 製造時) 12時間 (LC7-07 B part 製造時)	
特定施設の使用の季節的変動の概要	あり (LC7-07 A part、B part 製造時のみ排出)	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 6~8
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 42,111 最大 82,500
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 170.4 最大 330
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 63.5 最大 120
	通常 4.3 最大 9.8	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) NBT新居浜総合排水処理施設

設置年月日	昭和47年5月12日		
処理施設の種別	化学処理、生物処理及び物理処理		
処理施設の型式	散気式活性汚泥処理方式		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 127メートル 横 85メートル 高さ 6.7メートル		
処理施設の能力	1日当たり24,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和、凝集沈殿、散気式活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.0~4.0 最大 2.0~4.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 521.1 最大 1,242.1	通常 107.5 最大 184.2
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 493.1 最大 862.1	通常 24.2 最大 69.6

窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 548.2 最大 717.6	通常 222.0 最大 240.9
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 25.9 最大 68.9
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 17,743 最大 21,439	通常 17,743 最大 21,439

(2) OBT酸素ばっ気式活性汚泥処理施設

設置年月日	平成21年1月31日		
処理施設の種別	化学処理、生物処理及び物理処理		
処理施設の型式	酸素ばっ気式活性汚泥処理方式		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 160メートル 横 71メートル 高さ 6.3メートル		
処理施設の能力	1日当たり10,800立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和、凝集沈殿及び酸素ばっ気式活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8~12 最大 8~12	通常 7~8 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 676.6 最大 1,162.6	通常 135.0 最大 287.7
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 261.0 最大 881.5	通常 19.1 最大 71.4
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 844.4 最大 1,500.2	通常 169.1 最大 212.3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10.3 最大 31.9	通常 2.3 最大 5.4
	通常 8,109 最大 9,695	通常 8,109 最大 9,695	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	6.6~8.7
		最大	5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	15.7
		最大	35.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	28.7
	最大	69.0	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	27.6
		最大	100.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.60
		最大	3.00
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常	255.200
		最大	339.300

(2) 東総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	6.6~8.7
		最大	5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	9.33
		最大	20.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	21.0
	最大	60.0	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	6.0
		最大	10.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.5
		最大	1.0

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 17,174
	最大 33,000

備考 この他に、雨水排水口が34箇所ある。

○愛媛県告示第738号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、新居浜市新須賀土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年6月26日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 東 明 満	新居浜市新須賀町一丁目6番40号
"	岡 田 宗 樹	新居浜市新須賀町二丁目4番18号
"	岡 田 好 弘	新居浜市田所町6番28号
"	川 端 武 訓	新居浜市新須賀町二丁目6番44号
"	田 村 順 治	新居浜市田所町2番34号
"	岡 田 朗	新居浜市新須賀町一丁目11番21号
監 事	村 尾 浩 一	新居浜市新須賀町二丁目8番16号
"	尾 崎 弘	新居浜市繁本町1番3号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 村 浩 志	新居浜市田所町3番24号
"	伊 東 明 満	新居浜市新須賀町一丁目6番40号
"	川 端 武 訓	新居浜市新須賀町二丁目6番44号
"	近 藤 洋 一	新居浜市新須賀町一丁目12番5号
"	岡 田 悦 明	新居浜市新須賀町一丁目7番29号
監 事	岡 田 宗 樹	新居浜市新須賀町二丁目4番18号
"	神 山 正 彦	新居浜市田所町3番37号

○愛媛県告示第739号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年6月26日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	興居島循環線	松山市泊町甲192番31から 同町甲192番32まで	令和2年6月26日

○愛媛県告示第740号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年6月26日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
2中局建(開)第14号 令和2年6月17日	伊予郡松前町大字出作字砥部田747番1、747番4	伊予郡松前町大字出作747番地 弓達肇

○愛媛県告示第741号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和2年6月26日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-29)第11536号	平成29年5月31日	松岡建築	松岡 功	大洲市長浜町下須戒甲696-2	令和2年5月13日	建築工事業	建設業の廃止
(般-27)第17524号	平成27年7月3日	愛媛優建(株)	小川幸太郎	宇和島市伊吹町甲1008	令和2年5月14日	とび・土工工事業	建設業の廃止(一部)

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年6月26日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

(1) 件名

リーチスタッカーの購入

(2) 購入物品名及び数量

リーチスタッカー 1台

(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和3年3月25日(木)

(5) 納入場所

松山港国際物流ターミナル内(松山市大可賀三丁目)

(6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2～4年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話(089)912 2156
- (2) 入札書の受領期限
令和2年8月6日(木)午前9時から同月7日(金)午前9時59分まで
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
令和2年8月7日(金)午前10時
愛媛県庁 第二別館5階 入札室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和2年7月31日（金）午後5時

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約の成立

この公告の物品購入に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、愛媛県議会の議決を得たときに、本契約として成立するものとする。

(7) 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

(8) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Reachstacker , 1 set .
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m . , 7 August 2020
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Accounting Division , Treasury Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2156

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第2号

令和2年職種別民間給与実態調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例（平成20年愛媛県条例第68号）第3条第2項の規定により告示する。

令和2年6月26日

愛媛県人事委員会

委員長 安藤 潔

1 調査の目的

地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための基礎資料の作成

2 調査対象の範囲

県内の企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所

3 報告を求める事項

次に掲げる事項について報告を求める。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を考慮し、報告を求める事項のうち、

賞与等について先行して報告を求める。

- (1) 事業所に関すること。
- (2) 給与制度に関すること。
- (3) 従業員の給与に関すること。
- (4) 採用に関すること。
- (5) その他勤務条件に関すること。

4 報告を求める事項の基準となる期日

令和2年4月分の最終給与締切日

5 報告を求める者

2に該当する事業所のうち無作為に抽出されたもの

6 報告を求めために用いる方法

郵送調査等

7 報告を求める期間

令和2年6月29日（月）から同年7月31日（金）まで